

日本共産党を代表されました
河村議員の御質問にお答えします。

はじめに、歴史認識と平和行政についてであります。
恒久平和の実現は、
人類共通の願いであり、普遍の目標であります。
国においては、憲法の平和の精神を尊重し、
世界平和の実現に向け、主導的役割を果たされるよう
期待するものであります。

以上

次に、消費税についてであります。

消費税率改定は、生活必需品や、公共料金など
幅広く課税の対象となるため、
市民生活に 大きな影響を及ぼし、また、地域経済にも
駆け込み需要の反動減など、
一定の影響を及ぼすことが懸念されます。

このため国は 「好循環実現のための経済対策」 の
補正予算を編成し、

消費税率改定の 影響を最小限にとどめつつ、
経済の回復が確固たるものとなるよう 対応しており、
その効果に 期待するものであります。

次に、消費税の引き上げの
本市への影響についてであります。
公共施設の使用料などの

公共料金の改定による影響額については、

一般会計で約700万円、特別会計で約100万円、

水道事業・下水道事業などの企業会計で

約3億8,200万円の増加と見込んでおります。

一方、公共事業など、歳出への影響額は、

一般会計で 約7億5,000万円、

特別会計では 約8,000万円、

企業会計では 約7億3,000万円と

見込んでおります。

なお、今回の消費税の引き上げは、

増加する社会保障費の財源確保と、

我が国の財政の健全化を目的とされており、

国の財政状況を考えた時には、

先送りすることが許されない、喫緊の課題であり、

国民の負担が、一定程度 増加することについても、

避けて通ることのできない対応と

受け止めております。

以 上

次に、生活保護についてであります。

この度の保護基準の見直しは、

生活保護世帯と一般 低所得世帯の消費実態を比較し、
年齢や世帯人数等による差を調整するとともに、
前回見直し以降の物価の動向を勘案し、
国において、実施されたものであります。

また、新年度においては、

昨年 8 月の保護基準見直しに伴う影響が
他制度に及ばないよう、
適切な対応を図ることとしております。

以上

次に、障がい者権利条約についてであります。

障がい者権利条約は、

「障がい者基本法」の改正をはじめ、

「障がい者総合支援法」や

「障がい者差別解消法」の制定、

「障がい者雇用促進法」の改正など、

国内法の整備を経て、批准されたものであり、今後、

障がい者の権利の実現に向けた取り組みが

一層 推進されるものと考えております。

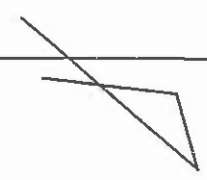
本市では、2011年(平成23年)3月に

「福山市障がい者保健福祉総合計画 後期実施プラン」を

策定し、「障がいのある人の人権が尊重され

互いに支えあい 生きる喜びがあふれる共生のまち

福山をめざして」を基本理念に



障がいのある人が住みなれた地域で
安心して自立した生活が送れるよう
取り組んでいるところであります。

本計画期間が、2015年度(平成27年度)で
最終年度となることから、
次期計画策定にあたっては、
障がい者権利条約の考え方や
批准に向けて整備された関係法令の趣旨を踏まえた
基本理念とし、新たな総合計画の策定に
取り組んでまいります。

なお、今回の批准に伴う障がい者の施策については、
国内で統一的に実施されることを望むものであり、
現状での条例制定は、考えておりません。

以上

次に、介護保険制度についてであります。

この度の介護保険制度の見直しは、
国の「社会保障制度改革 国民会議」の審議結果を踏まえ、
制度の持続可能性を確保し、
介護サービスの充実と重点化・効率化を図るもので
あります。

次に「介護予防・日常生活支援 総合事業」の
利用者であります。
要支援者が 8 人、
二次予防事業 対象者が 57 人で、
合計 65 人であり、
適切なケアマネジメントにより、
高齢者の生活実態に応じたサービス提供が
行われているものであります。

なお、今回の制度見直しによる、
新たな総合事業の実施に向け、
今後、NPOや住民ボランティアなど、
多様な担い手によるサービス提供体制の構築に
努めてまいります。

今後、提供するサービスの単価等、
円滑な事業の実施に向けて、
国からガイドラインが示されることとなっており、
動向を注視してまいります。

以上

次に、乳幼児等 医療費 助成制度についてであります。
乳幼児等 医療費 助成制度につきましては、
県制度を踏まえ、本市独自に助成対象年齢を拡大して
実施しているものであり、
更なる対象年齢の拡大については、
制度の安定的な運営の面から、
現段階では、考えておりません。

なお、本制度につきましては、国の関与がなく、
自治体独自で拡充して実施している状況から、
国の制度として創設するよう、全国市長会を通じて、
要望しているところであります。

以上

教育行政についてお答えいたします。

初めに、教育委員会制度改革についてであります。

教育行政は、その執行に当たり、
中立性、安定性、継続性の確保を図ることが
必要であります。

教育委員会制度の在り方については、
教育行政の責任体制を明確にし、
深刻な事案等に、迅速に対応していくことが、
重要であると考えております。

以上

次に、少人数学級の実現についてであります。

教育委員会といたしましては、

定数改善計画の早期実現を望んでおり、

引き続き、国に対して要望を行ってまいります。

次に、

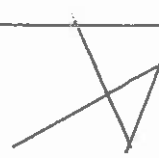
35人学級を本市独自で実施した場合の必要教員数は、

小学校3年生から中学校3年生の順に、

12, 14, 15, 14, 14, 15, 8人で

合計92人となり、

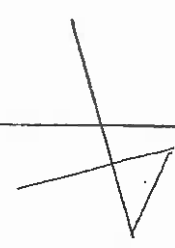
そのための所要額は約6億円と見込んでおります。



次に、学校給食についてであります。

本市では、自校・親子方式やセンター方式のそれぞれの特色を生かしながら、食育の推進と安心・安全な学校給食の提供に努めているところです。

なお、本年1月に設置いたしました『学校教育環境検討委員会』において本市が小中一貫教育を進めるうえで望ましい教育環境のあり方について審議いただく中で、中学校給食についてもより具体的な議論がなされるものと考えており、検討委員会での議論を注視してまいります。



次に、生徒指導規程についてであります。

生徒指導規程は、各学校が指導基準や方法を明確にし、指導の公平性、一貫性を確保することなどを目的に作成しております。

生徒指導規程の内容につきましては、すべての児童生徒が安全でよりよい学校生活を送ることができるようにするための指針であります。

この運用につきましては、保護者、児童生徒に指導の内容を説明し、保護者の理解と協力を得ながら進めることとしております。

今後も、児童生徒とじっくり向き合い、心に寄り添った指導を行うなど、丁寧で粘り強い取組を行ってまいります。

以上

次に、環境行政であります。

人工砂につきまして、原料となる廃棄物は、

約1,000℃で焼^ど成^{しょうせい}処理^{しより}することで無害化され、
土壌環境基準に適合したもののみが、製品として
出荷される計画となっております。

次に、放射線測定につきましては、

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で
義務付けられておりませんが、
当該事業場では、放射線測定器が設置され、
事業者による定期的なサンプリング調査が、
自主的に実施されることとなっております。

次に、温室効果ガスにつきましては、

「広島県生活環境の保全等に関する条例」により、
一定の規模要件を満たす事業者は、

温室効果ガス削減計画や

その実施状況の

公表を義務付けられており

温室効果ガス削減に向け、自主的な

取組がなされております。

市民の安心・安全を確保するため、

現在、県外の産業廃棄物の市内搬入処理にあたっては、

排出事業者に対し事前協議を求め、

搬入・処分される廃棄物については、

処理業者への立入調査、

行政検査及び自主測定結果の報告を求めることで、

廃棄物の適正処理について、

監視・指導等を行っております。

今後も引き続き、廃棄物処理法等関係法令に基づき、

適正に対処してまいります。

以 上

次に、川南土地区画整理事業についてであります。

本年 1 月から 2 月にかけて開催した説明会は、
共有者を含めて地権者 259 名を対象とし、
出席者は、110 名でありました。

説明会では、市施行では賦課金が発生しないことや、
清算金の仕組み等について、一定のご理解が
いただけたものと考えており、
皆様から、様々な疑問や不安に思われていることを
お聞きすることが出来たことも成果であり、
今後は、これらにお答えした内容を情報誌として
取りまとめ、3 月末を目途に、
地権者へ配布する予定としております。

一方で、土地区画整理事業が、
減歩により成立することの 理解が得られない方や、

換地をお示しすることができていないため、
先行きに不安を感じている方が
おられることが課題と考えており、
これらについては、今後も、
理解が得られるよう粘り強く、取り組んで参ります。

次に、共有地の仮換地指定につきましては、
関係権利者全員に通知することとなっており、
土地区画整理法に基づき、適正に対処して参ります。

次に、事業の賛同につきましては、
推進する会の意向確認を行った結果や
2011年（平成23年）1月から3月にかけて、
本市で行った個別訪問等による意向調査において、
約7割の賛同を確認したものであります。

いずれにいたしましても、当事業は川南地区を面的に、
かつ、総合的に整備改善できる優れた整備手法であり、
本市北東地域の生活拠点として、
良好な市街地の形成を図るため、
引き続き、早期の事業着手に向け、取り組んで参ります。

以上